

第4章 地球環境対策の推進

第1節 地球温暖化防止対策

1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化は、その影響の大きさや想定される被害の深刻さなどから、最も深刻な地球環境問題であり、その主たる原因は、化石燃料の大量消費等に伴う二酸化炭素をはじめとした大気中の温室効果ガスの急激な増加によるものであるが、温室効果ガスの削減については、国レベルではもちろんのこと、地域レベルにおいても事業者、県民及び行政が一体となって、積極的な対策を講じることが不可欠となっている。

県においては、平成14年3月に「愛媛県地球温暖化対策地域推進計画」（平成8年3月策定）を見直し、新たに「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、平成22年度に県全体の二酸化炭素など6物質の温室効果ガスを平成2年度排出量比で6%削減することを目標に掲げ、県民、事業者及び行政が一体となった温暖化対策を推進していくこととした。

このため、平成14年度には、各種の地球温暖化防止対策技術を導入した愛媛県体験型環境学習センター（通称：えひめエコ・ハウス）をえひめこどもの城内に設置し、地球温暖化対策の普及啓発を更に積極的に展開することとし、平成15年4月22日の「地球の日」にオープンしたところである（巻頭特集参照）。

また、愛媛県地球温暖化防止指針の周知を図るため、パンフレット35,000部を作成し、関係機関に配布するとともに、地球温暖化の影響やその対策の必要性などをわかりやすく説明したアニメーション主体の啓発ビデオ350本を作製し、関係機関に配布するとともに、一般県民への貸し出しを行っている。

なお、県自らも1事業体として、県の事務・事業における温暖化対策を推進するために、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づく、「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を平成13年3月に作成し、県のすべての機関において省エネ、省資源対策などを総合的、計画的に推進しており、グリーン購入についても、温暖化防止対策の一環として位置付け、重点対象物品の指定等により、県の全機関において実施している。

(1) 愛媛県地球温暖化防止指針

県においては、地球温暖化対策の推進に関する法律第4条において規定された「温室効果ガスの排出抑制等のための施策の推進」という地方公共団体の責務に基づき、これを計画的に実施するため、平成14年3月に「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、県民、事業者、



えひめエコ・ハウス



ビデオ「ストップ・ザ・地球温暖化」

行政の役割分担と連携をもとに、温室効果ガスの削減目標、各主体の役割と行動方針、目標達成に向けた主要施策などを規定し、地球温暖化対策を推進していくこととした。

この指針の概要は、表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 愛媛県地球温暖化防止指針の概要

項目	内容								
1 策定根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律 第4条								
2 策定期間	平成14年3月								
3 目的	県民や事業者、市町村などの理解と協力を得ながら、着実に地球温暖化対策を推進していくための指針								
4 推進期間	平成22年度(2010年度)までの期間を対象 目標年次は京都議定書の第1約束期間(2008~2012年)の中間年度である平成22年(2010年)								
5 構成	第1章 指針の基本的な考え方 第2章 温室効果ガスの排出状況及び将来予測 第3章 温室効果ガスの削減目標 第4章 地球温暖化防止に向けた県民、事業者、行政の役割と行動方針 第5章 地球温暖化防止に向けた主要施策 第6章 指針の推進及び進行管理のための施策								
6 本県における排出状況及び将来予測	2010年の温室効果ガス排出量を1990年(基準年)比で概ね6.0%削減する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1990年</th> <th>1999年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量 (千t-CO₂)</td> <td>17,919</td> <td>20,189</td> <td>21,862 16,844 5,018の削減</td> </tr> </tbody> </table>		1990年	1999年	2010年	排出量 (千t-CO ₂)	17,919	20,189	21,862 16,844 5,018の削減
	1990年	1999年	2010年						
排出量 (千t-CO ₂)	17,919	20,189	21,862 16,844 5,018の削減						
7 施策の分類及び主な施策【計55項目】	<ol style="list-style-type: none"> 1 指針の総合的な推進施策(計16項目) <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策の推進拠点となる県地球温暖化防止活動推進センターの指定、地域での温暖化防止活動の中心となる活動推進員の設置 ・二酸化炭素吸収源としての植林や緑化の推進 ・バイオマスエネルギー利用設備の設置と普及 ・市内循環バスの走行支援など公共交通機関の整備 2 県民に対する施策(計15項目) <ul style="list-style-type: none"> ・エコハウス(体験型環境学習施設)の設置 ・環境NPOとの連携による環境学習事業の実施 ・家族で温暖化対策に取り組む「エコファミリー」の認定 ・モニター制度や研修会の開催による環境家計簿の普及 3 事業者に対する施策(計12項目) <ul style="list-style-type: none"> ・環境ISO認証取得の促進 ・環境に配慮した製品の研究・開発 ・温暖化対策に関する一定の基準を満たす優良事業所認定制度や県と事業者による協定制度の普及 ・温室効果ガス排出削減計画の策定と取組結果の公表促進 4 県や市町村が自ら実施する施策(12項目) <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入や低公害車の優先導入 ・公共工事における間伐材など環境配慮型資材の優先調達 ・市町村職員に対する温暖化対策研修の実施 								
8 推進及び進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施策実施状況は県環境白書、えひめの環境ホームページにおいて公表 ・県環境審議会温暖化対策部会において施策進行管理と評価を実施 ・県民、事業者、環境NPO、行政などが参画する「えひめ環境フォーラム」(仮称)を設立 								

(2) 愛媛県地球温暖化防止実行計画

県においては、県機関における地球温暖化防止対策を計画的、総合的に進めるため、「愛媛県環境保全率先行動計画」を策定し温暖化の防止に努めてきたところであるが、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく「温室効果ガスの排出の抑制

等のための措置に関する計画」として改訂し、平成13年3月に新たに「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、実施機関を各試験研究機関や県立病院、県立学校、警察署などすべての県機関に広げるとともに、温室効果ガスの削減目標を設定し、地球温暖化防止の観点から、幅広い取組を実施することにした。この計画の概要は、表1-4-2のとおりである。

平成14年度は、重油、灯油、軽油等の使用量の減少により、平成11年度に比べて二酸化炭素排出量の4.2%の削減を達成したほか、文具類等の物品は環境配慮型製品を100%購入するなど、職員による環境にやさしい行動の実践が着実に進められた（資料編1-3参照）。

表1-4-2 愛媛県地球温暖化防止実行計画の概要

項目	内容																		
1 名称	愛媛県地球温暖化防止実行計画																		
2 策定の背景・根拠	○平成9年12月 地球温暖化防止京都会議開催 " 京都議定書採択 ○平成11年4月 地球温暖化対策の推進に関する法律施行 全ての自治体に対し、温暖化防止のための取組を定めた実行計画の策定を義務付け（第8条第1項）																		
3 目的	○全ての県機関を対象として、自らが実施する事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図り、市町村、事業者、県民に温暖化防止の取組を広げる。																		
4 基本方針	○京都議定書の趣旨（2008年から2012年にかけて1990年比6%の温室効果ガス排出削減）に則り、県の自主的な取組において可能な限りの温室効果ガス排出削減を図る。 ○京都議定書に規定された6種類の温室効果ガスのうち、県自らの業務に直接関係する4種類のガスを対象とする。 ○今後策定する市町村のモデルとなるよう、省エネルギーからごみ減量化、グリーン購入の推進など、具体的に幅広い取組内容を提示する。																		
5 期間	○5年を1期とし、平成13年度から17年度を第一次の計画期間とする。（5年ごとに改定を行う）																		
6 対象範囲	○全ての県機関(出先機関を含む)が実施する事務及び事業 ・県立病院、県立学校、警察署など全ての機関が対象 ・公共工事をはじめ施設の管理運営など、民間に委託して実施するものは対象外																		
7 ガスの排出状況	<p>温室効果ガスの排出状況（平成11年度実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th> <th>排出量(t-CO₂)</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素*</td> <td>61,284.3</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>メタン</td> <td>372.6</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素</td> <td>880.8</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>ハイドロフルオカーボン</td> <td>18.3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62,556</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 二酸化炭素の主な排出要因(かつこ内は二酸化炭素の排出量に占める当該燃料等の比率) 電気(46.6%)、重油(27.5%)、都市ガス(8.9%)、灯油(6.2%)、ガソリン(5.8%)</p>	ガスの種類	排出量(t-CO ₂)	構成比	二酸化炭素*	61,284.3	98.0%	メタン	372.6	0.6%	一酸化二窒素	880.8	1.4%	ハイドロフルオカーボン	18.3	-	計	62,556	100%
ガスの種類	排出量(t-CO ₂)	構成比																	
二酸化炭素*	61,284.3	98.0%																	
メタン	372.6	0.6%																	
一酸化二窒素	880.8	1.4%																	
ハイドロフルオカーボン	18.3	-																	
計	62,556	100%																	
8 目標設定の考え方	<p>温室効果ガス全体の約98%を占める二酸化炭素を対象として削減目標を設定する。</p> <p>京都議定書に規定された6種類の温室効果ガスのうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーフルオカーボン、六ふっ化硫黄については県の事務及び事業に関しては発生しないため対象外とする。 ・メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオカーボンについては排出量が3ガス合わせても全体の2%程度である上、削減方法が十分には確立されていないことから、当面、数値目標を設定しない。 <p>平成22年度(2010年度)を目処に、平成2年度(1990年度)対比6%以上の二酸化炭素の排出削減を図る。</p>																		

	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体の1999年度排出実績は1990年度比9.8%の増（財団法人地球環境戦略研究機関のデータ、CO₂のみ） ・県機関においては1990年度比7.0%の増加に抑制 																																																				
<p>9 主な数値目標</p>	<table border="1" data-bbox="440 360 1090 1093"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>削減(率)目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">削減対象</td> <td>電気使用量</td> <td>4%</td> <td rowspan="2">削減基準年度 平成11年度</td> </tr> <tr> <td>重油使用量</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス使用量</td> <td>8%</td> <td rowspan="6">目標年度 平成17年度</td> </tr> <tr> <td>灯油使用量</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>ガソリン使用量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>軽油使用量</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス使用量</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>CO₂排出量</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">算定対象外*</td> <td colspan="2">【省資源分野】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コピー用紙使用量</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水使用量</td> <td>5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物の排出量</td> <td>20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【環境配慮型製品の導入分野】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コピー用紙での再生紙使用率</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生紙で発注した印刷物の割合(件数)</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単価契約物品における環境配慮型製品の占める割合</td> <td>70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公用車に占める低公害車等の割合</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*県自らのガス排出量算定には直接影響しないが、社会全体から見れば排出削減効果が見込まれる項目</p>		項目	削減(率)目標		削減対象	電気使用量	4%	削減基準年度 平成11年度	重油使用量	9%	都市ガス使用量	8%	目標年度 平成17年度	灯油使用量	9%	ガソリン使用量	5%	軽油使用量	8%	液化石油ガス使用量	10%	CO ₂ 排出量	6.2%	算定対象外*	【省資源分野】			コピー用紙使用量	10%		上水使用量	5%		廃棄物の排出量	20%		【環境配慮型製品の導入分野】			コピー用紙での再生紙使用率	100%		再生紙で発注した印刷物の割合(件数)	100%		単価契約物品における環境配慮型製品の占める割合	70%			公用車に占める低公害車等の割合	10%	
	項目	削減(率)目標																																																			
削減対象	電気使用量	4%	削減基準年度 平成11年度																																																		
	重油使用量	9%																																																			
	都市ガス使用量	8%	目標年度 平成17年度																																																		
	灯油使用量	9%																																																			
	ガソリン使用量	5%																																																			
	軽油使用量	8%																																																			
	液化石油ガス使用量	10%																																																			
	CO ₂ 排出量	6.2%																																																			
算定対象外*	【省資源分野】																																																				
	コピー用紙使用量	10%																																																			
	上水使用量	5%																																																			
	廃棄物の排出量	20%																																																			
	【環境配慮型製品の導入分野】																																																				
	コピー用紙での再生紙使用率	100%																																																			
	再生紙で発注した印刷物の割合(件数)	100%																																																			
	単価契約物品における環境配慮型製品の占める割合	70%																																																			
	公用車に占める低公害車等の割合	10%																																																			
<p>10 主な取組</p>	<p>1 取組内容</p> <p>(1) 省エネルギー・省資源の推進（49の実施事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房実施時間及び冷暖房温度の適切な設定 ・パソコン使用時の省電力モードの活用 ・待機電力の削減 <p>(2) ごみの減量化・リサイクルの推進（16の実施事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県庁4R（リデュース、リユース、リサイクル、リバイ）」を目標とした物品購入時からのごみの減量化を図る ・文書の焼却処理を見直し、古紙原料としてリサイクルを推進 <p>(3) グリーン購入の推進（22の実施事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコマークなど環境配慮型製品の優先的な選定 ・新燃費基準達成車、低排出ガス車等の積極的な導入 <p>(4) 建造物の営繕・管理等に当たっての環境配慮（20の実施項目）</p> <p>(5) 計画推進のために新たに取組む施策</p> <p>2 計画の推進方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関に「地球温暖化対策推進員」を設置 ・職員研修の計画的な実施（職位・業務別等） ・庁内LANを活用した関連情報の提供 <p>3 計画進行管理方法及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画への取組内容及びガス排出状況を毎年度調査 ・環境白書やホームページ、県庁環境レポートで公表 																																																				

(3) 地球温暖化防止京都会議の結果

平成9年12月、京都において気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの国別削減目標などについて、協議が行われた結果、「京都議定書」が採択され、世界各国が協力して温室効果ガスの削減対策を講じることにした。この京都議定書については、平成14年5月末の国会において批准が承認され、6月4日に国連に寄託書が提出された。

なお、京都議定書の発効については、55カ国以上が批准し、かつ、批准先進国の二酸化炭素排出量（1990年）の合計が先進国全体排出量の合計の55%を超えることが条件になっており、15年7月末現在においてもその要件を満たしていない。

京都議定書の概要は、表1-4-3のとおりである。

表1-4-3 京都議定書の概要

対象ガス	二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF ₆
基準年	1990年（HFC、PFC、SF ₆ については、1995年でも可）
目標期間	2008年～2012年
削減目標	目標期間中（5年間）の先進工業国全体の対象ガスの人為的な排出量を基準年（1990年）と比べ、全体で少なくとも5%以上削減する。 先進工業国ごとの削減率が定められ、日本の削減率は6%。
その他	植林等による温室効果ガスの吸収に関することや排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の国際的な措置が定められた。

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律

我が国における地球温暖化対策を推進するための基本となる法律「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、各主体の取組を促進する法的枠組みが整備された。

そして、同法は平成14年5月31日に改正され「京都議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するため、「京都議定書目標達成計画」などの規定が盛り込まれた。

【国、地方公共団体、事業者、国民の役割】

国は、環境の監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定・実施する。自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じ、また、地方公共団体、事業者及び国民が実施する温室効果ガスの排出抑制等を促進するため、技術的な助言を行うなどの措置を講ずる。更に、調査研究、国際協力を行う。

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進する。また、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス排出抑制ほか、情報の提供等の措置を講ずる。

地方公共団体は、国の定める基本方針に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のために実行すべき措置を定める計画（実行計画）を策定し、公表する。また、その実施状況も公表する。

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等の施策に協

力する。

相当量の温室効果ガスを排出する事業者は、基本方針の定めるところに留意して、単独又は共同して、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定し、これを公表するよう努めるとともに、実施状況を公表するよう努めなければならない。

国民は、その日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力しなければならない。

第2節 その他の地球環境に対する取組み

1 新エネルギーの導入促進

石油などの化石燃料の大量消費による温暖化問題が深刻化しているとともに将来は、化石燃料の枯渇も懸念されており、エネルギー資源のほとんどを海外へ依存しているわが国では、エネルギー供給の不安も増大している。

このようなことから、国においては、地球温暖化防止対策やエネルギーの安定供給等に向けて、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入など各般の施策を推進しており、本県においても、平成14年3月に、自然環境の保全とエネルギーの安定供給に寄与するため、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で新エネルギーの積極的導入を図る際の指針として、新エネルギーの動向、導入効果や意義、2010年度の導入目標値などを示した「愛媛県地域新エネルギービジョン」を策定した。

このビジョンに基づき、県内市町村、地域住民等への新エネルギーに関する一層の理解と関心を深めるとともに、導入促進を図るため、表1-4-5のとおり新エネルギーセミナー、新エネルギーフェア、新エネルギー導入促進連絡会議を開催した。

表1-4-4 2010年度の新エネルギー導入目標値

新エネルギーの種類	単位	国の目標	愛媛県の目標
太陽光発電	万k l	118 (482万kW)	2.5 (13.8万kW)
太陽熱利用	万k l	439	9.3
風力発電	万k l	134 (300万kW)	1.8 (3万kW)
未利用エネルギー	万k l	58	0.5
廃棄物発電	万k l	552 (417万kW)	1.8 (1.2万kW)
廃棄物熱利用	万k l	14	0.2
バイオマスエネルギー	万k l	101	2.3
クリーンエネルギー自動車	万台	348	4.4
天然ガスコージェネレーション	万kW	464	4.5
燃料電池	万kW	220	2.1

(注) 万k lは原油換算、()内は発電設備容量を示す。



瀬戸町の風力発電

表1-4-5

愛媛県地域新エネルギーセミナーの開催

(単位：人)

開催日	開催場所	内 容	出席者
14.6.20	東京第一ホテル松山	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「新エネルギーの導入に向けて」 ・愛媛県地域新エネルギービジョンの説明 ・新エネルギーの導入事例紹介、支援制度説明 	90

愛媛県新エネルギーフェアの開催

開催日	開催場所	内 容	来場者
14.11.23 ~24	アイテム愛媛 大展示場 FAZ プラザ	・新エネルギーに関するパネル、模型、関連機器、クリーンエネルギー自動車等の展示会 ・新エネルギークイズ等の各種イベント	約5,500

愛媛県新エネルギー導入促進連絡会議の開催

開催日	開催場所	内 容	出席者
14.8.22	県庁第一別館 会議室	県内の関係団体等の代表者による新エネルギーの導入に係る県内の取組状況の紹介や導入促進に関する意見・情報の交換	20

2 オゾン層保護対策

(1) 概 況

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線（UV-B）の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロンなどの物質により破壊され、有害紫外線の地上照射量が増大した場合には、皮膚がんや白内障の増加などの人の健康への影響のほか、陸生、水生生態系への影響などが懸念されている。

オゾン層の破壊は、熱帯域を除き、ほぼ全地球的に進行しており、特に高緯度地域でオゾンの減少率が高く、日本上空でも那覇を除く国内3地点（札幌、つくば、鹿児島）で減少傾向がみられている。

(2) オゾン層保護対策

オゾン層保護対策については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、国際的な取組が進められ、我が国においても「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、フロンなどの生産規制等を実施している。また、フロン使用製品のうち、冷蔵庫等の廃家電品については、平成13年4月から家電リサイクル法が施行され、メーカーにフロン回収が義務付けられた。さらに、平成13年6月には、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器のフロン回収の義務付け、フロン類回収業者等の登録、フロン回収破壊費用の負担等を定めた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が公布され、平成13年12月から順次施行され、平成14年10月に完全施行された。

県においては、平成8年度から国の委託を受けて、技術研修会の実施やフロン回収の手引き、パンフレットの作成、配布などにより、フロン回収促進に努めてきたところである。

平成14年度にも、カーエアコンを対象に巡回回収モデル事業を実施するとともに、フロン回収業者等を対象にした技術研修会や法律説明会の開催、リーフレット8万部の作成・配布などによりフロン類の回収促進に努めた。

なお、フロン回収を促進するための組織としては、平成11年6月に、県内の関係団体により愛媛県フロン回収・処理推進協議会が設立されている。

フロン回収破壊法の概要

1	<p>目的</p> <p>フロン類の大気中への排出を抑制するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定める ・特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる
2	<p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類 <ul style="list-style-type: none"> クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質 ・第一種特定製品 <ul style="list-style-type: none"> 業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む。） ・第二種特定製品 <ul style="list-style-type: none"> 自動車に搭載されているエアコンディショナー
3	<p>第一種フロン類回収業者の登録</p> <p>第一種フロン類回収業（業務用冷凍空調機器が廃棄される際にフロン類を回収する業）を行おうとする者は、都道府県知事の登録が必要</p>
4	<p>第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録</p> <p>第二種特定製品引取業（使用済自動車をユーザーから引き取る業）及び第二種フロン類回収業（使用済自動車のカーエアコンからフロン類を回収する業）を行おうとする者は、都道府県知事の登録が必要</p>
5	<p>フロン類の放出の禁止</p> <p>何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない旨、法律に明記されている</p>

フロン回収業者等の登録の状況

フロン回収破壊法に基づき、県の登録を受けている第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機関係）、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者（カーエアコン関係）の状況は表1-4-6のとおりである。

また、県内でフロン類の破壊事業者は、次の2事業所がある。

- ・財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所（新居浜市）
- ・(株)イージーエス（新居浜市）

表1-4-6 フロン類回収業者等の登録状況（平成15年8月15日現在）

区 分	登録業者数
第一種フロン類回収業者	278
第二種特定製品引取業者	1,026
第二種フロン類回収業者	347

フロン類の回収状況

フロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからのフロン類回収状況は、表1-4-7のとおりである。

表1-4-7 平成14年度におけるフロン類回収量（単位：kg）

フロン類	業務用冷凍空調機器	カーエアコン
CFC	1,285.3	2,917.2
HCFC	11,343.0	-
HFC	134.5	1,124.0
計	12,762.8	4,041.2

フロン回収処理推進パンフレットの作成

- ・内 容 「フロン回収破壊法」の周知徹底を図るため、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンについて、フロン回収の義務が生じたことや費用負担者などについて説明
- ・規 格 等 A 4 判 4 ページ 80,000部（業務用冷凍空調機器関係：20,000部、カーエアコン関係：60,000部）
- ・配 布 先 保健所等県関係機関、市町村、業務用冷凍空調機器関係業者、自動車販売関係業者等

3 酸性雨対策

通常雨は、大気中にある二酸化炭素が溶け込み、やや酸性（pH5.6～7.0）となっているが、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が雨に取り込まれるとpHが5.6以下になり、強い酸性を示すようになる。この雨を「酸性雨」と呼んでいる。こうした酸性の雨は、大気汚染物質が気流に乗り遠くに運ばれるため、しばしば国境を越えた広い範囲にわたって降っている。この酸性雨の原因物質である硫黄酸化物などの大気汚染物質の発生源となっている工場のばい煙や自動車排ガスについては、厳しい規制が実施されており、本県においても、工場密集地域である東予地域を対象に県独自の硫黄酸化物の排出総量規制を導入するなど汚染物質の排出削減に努めている。

酸性雨の影響については、気候や土壌、樹木の種類などの違いから、我が国においては、現在のところ、欧米のような目立った被害は現れていないが、今後備え、東アジア地域の国々と協力して、広域的な酸性雨モニタリングネットワークづくりが進められている。

本県では、昭和57年度から元年度まで、県下の2地点で、梅雨期と秋雨期に雨を採取し、成分分析を行っていたが、平成2年度からは、東・中・南予に各調査地点を設け、全国の統一的採取法である「ろ過式採取法」により、年間を通じて1週間単位で全雨水を採取し、成分分析を行っている。その調査結果は、資料編1-4のとおりであり、酸性雨が継続して観測されているが、その結果は、ほぼ全国の調査結果と同レベルとなっている。